

広島県環境影響評価に関する条例（平成十年広島県条例第二十一号。以下「条例」という。）第十四条の規定による環境影響評価準備書の送付を受けたので、条例第十五条第一項の規定によって、次のとおり公告する。

令和七年六月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

事業者の氏名	呉市長 新原 芳明
事業者の住所	広島県呉市中央四丁目一番六号

二 対象事業の名称、種類及び規模並びに対象事業実施区域

対象事業の名称	呉市次期ごみ処理施設整備事業
対象事業の種類	ごみ処理施設の設置事業
対象事業の規模	可燃ごみ処理施設…二三〇トン（一日当たりの処理能力）
対象事業実施区域	広島県呉市広多賀谷三丁目八番六号

三 関係地域の範囲及びその範囲が属する市町

広多賀谷一丁目～四丁目、広本町一丁目の一部、広末広一丁目の一部、広末広二丁目の一部、広黄幡町の一部、広長浜一丁目の一部、広古新開一丁目の一部、広古新開二丁目の一部、広文化町の一部、広横路一丁目の一部、阿賀中央四丁目の一部、阿賀中央五丁目の一部、阿賀中央六丁目の一部、阿賀中央七丁目の一部、阿賀南一丁目、阿賀南二丁目、阿賀南三丁目の一部、阿賀南四丁目の一部、阿賀南五丁目の一部、阿賀南六丁目の一部、阿賀南七丁目の一部

四 環境影響評価準備書及び要約書の写しの縦覧の場所、期間及び時間

1 場所

- (一) 広島県環境県民局環境保全課
- (二) 広島県西部厚生環境事務所呉支所
- (三) 呉市環境部環境政策課
- (四) クリーンセンターくれ 管理棟
- (五) 呉市広市民センター
- (六) 呉市阿賀市民センター

2 期間

令和七年六月二十四日から令和七年七月二十四日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

五 意見書の提出

環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からの意見を有する者は、事業者に対して意見書を提出することができる。

1 意見書の提出期限

令和七年八月八日まで

2 意見書の提出先

〒七三七―八五〇一 呉市中央四丁目一番六号

呉市環境部環境政策課 宛

3 意見書の記載事項

- (一) 意見を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (二) 意見書の提出の対象である準備書に記載された対象事業の名称
- (三) 準備書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由